

当法人の給与明細の表記につきまして

現在ツイッター上で公開されております、誤解を招く給与明細について御説明致します。

当法人の給与は当月末締めで当月27日支払いとなっております。出勤の有無の未定分（27日から月末までの数日分）は、見込により支払う形をとっています。又、表記されている出勤日数は常に前月分の出勤実績の日数となり、当月分の出勤日数を表示しているものではありません。

当該給与明細の支給金額につきましては、4月の勤務実績は3日間のみでの出勤であり、その3日間について給与計算を行い支給させていただいたものです。

21日の稼働実績が有りながら、-1213円の支給となるかの如き文章は明らかに誤りであり、事実と反するものです。

尚、虐待の件に関してはしかるべき調査を行い、行政官庁へも報告し、既に対応を済ませております。

2017年5月31日